

債券発行概要書(発行者情報)

(平成 30 年中間事業年度)

自 平成 30 年4月 1 日

至 平成 30 年9月 30 日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報 平成 30 年中間事業年度」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 30 年 9 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、平成 30 年 9 月 30 日現在において判断したものです。
2. 当機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には当機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【業績等の概要】	3
2【対処すべき課題】	16
3【事業等のリスク】	31
4【経営上の重要な契約等】	33
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
第3【設備の状況】	34
1【主要な設備の状況】	34
2【設備の新設、除却等の計画】	34
第4【機構の状況】	34
1【出資金等の状況】	34
2【役員の状況】	35
第5【経理の状況】	35
【中間財務諸表等】	36
(1)【中間財務諸表】	36
①【中間貸借対照表】	36
②【中間損益計算書】	37
③【中間純資産変動計算書】	38
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	40
(2)【主な資産及び負債の内容】	86
(3)【その他】	86
第6【機構の参考情報】	86
中間監査報告書	巻末

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
決算年月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益 (百万円)	189,305	174,582	160,614	376,497	347,476
経常利益 (百万円)	78,813	75,345	69,788	160,213	151,976
当期純利益 (百万円)	12,234	11,346	9,598	27,878	26,111
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	228,065	252,654	277,618	241,082	267,427
総資産額 (百万円)	24,874,418	25,111,969	24,505,479	24,786,267	24,755,829
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	263,763	452,652	539,000	277,268	286,997
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	135,885	49,758	27,916	68,789	△4,467
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	38	△400,000	△196,442	△395,988
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,111,260	1,363,677	914,685	861,226	747,767
職員数 (人)	90	88	88	91	88

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

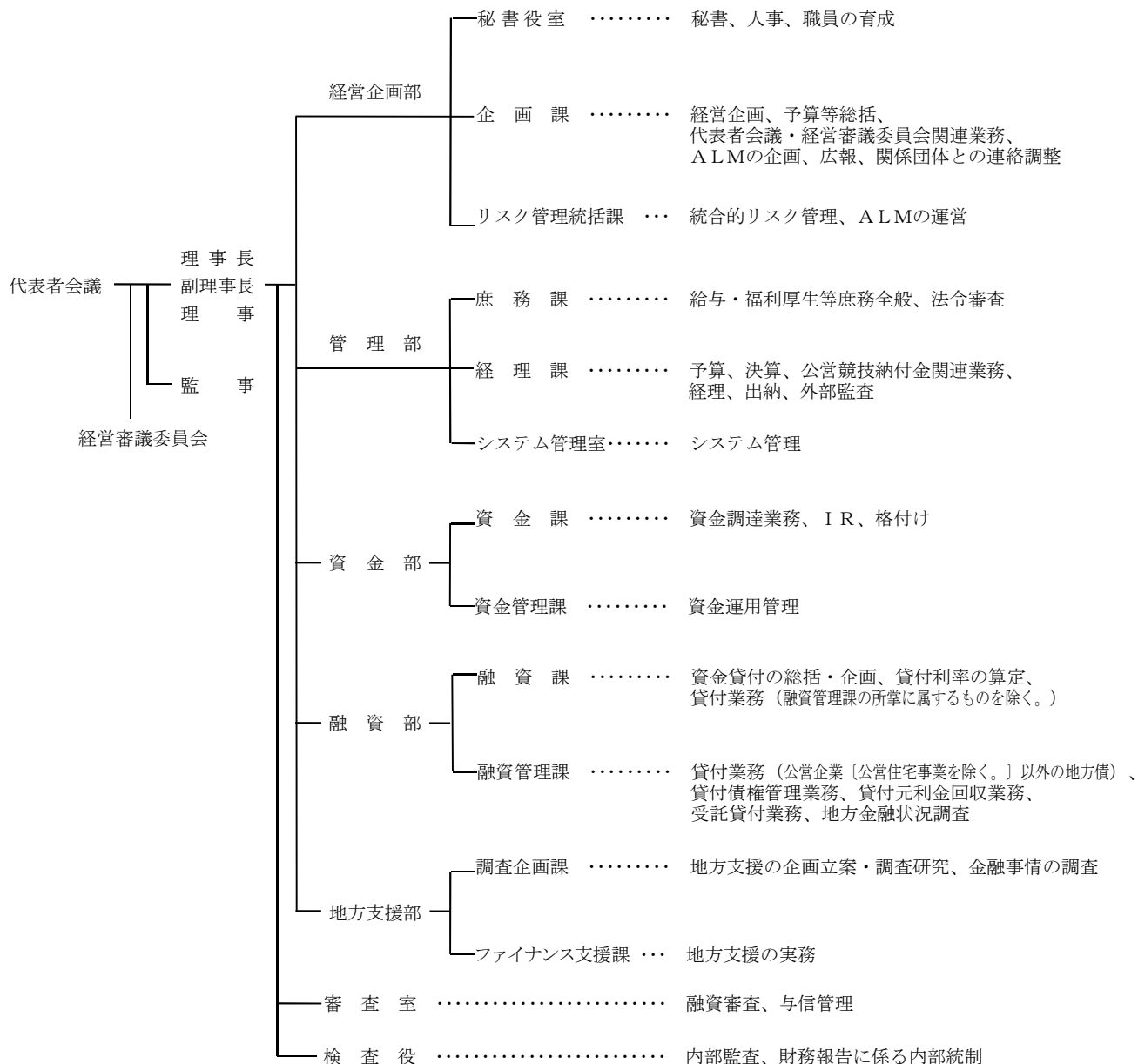
2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

3. 公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものです。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 30 年 9 月 30 日現在)



3【従業員の状況】

平成 30 年 9 月現在における当機構の職員数は、88 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりです。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は1,606億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益1,605億円です。また、経常費用は908億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用873億円です。

この結果、経常利益は697億円となりました。

これに、機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額4,000億円及び公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額31億円を特別利益として計上するとともに、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額633億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金4,000億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の間純利益は95億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆5,054億円、負債の部につきましては、債券等の24兆2,278億円、純資産総額につきましては、地方公共団体出資金等2,776億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが5,390億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが279億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが4,000億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は9,146億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成30年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、平成30年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額11兆6,509億円規模とされ、そのうち一般会計債は5兆775億円、公営企業債は2兆5,069億円、臨時財政対策債は3兆9,865億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、1兆7,799億円が計上されました。

(貸付計画)

平成30年度の貸付計画は、1兆6,600億円としました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付は、6,046件、6,922億58百万円行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、64.0%を占めております。

同意・許可前貸付は、行いませんでした。

・短期貸付

短期貸付は、行いませんでした。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付は、22億32百万円行いました。

(元金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。当中間事業年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金223,085件、8,556億11百万円、利息251,444件、1,616億29百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金235件、1,966億22百万円を収納しました。その理由は、借入団体からの申出によるもの及び貸付金が過大であると判明したもの等です。なお、補償金として1億38百万円を収納しました。

平成30年9月末における公社貸付を含む長期貸付残高は251,028件、23兆4,082億65百万円で、その事業別残高は下表「当中間事業年度末事業別長期貸付残高」のとおりです。

また、平成30年9月末における受託貸付残高は20,167件、2,786億52百万円となりました。

平成 30 年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

(単位：億円) 項目	平成 30 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	4,567	349	11,560
2 公営住宅建設事業	1,130	288	121	721
3 災害復旧事業	873	873	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	1,141	248	2,002
(1) 学校教育施設等	1,245	606	68	571
(2) 社会福祉施設	383	0	113	270
(3) 一般廃棄物処理	656	440	67	149
(4) 一般補助施設等	567	95	0	472
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	540
5 一般単独事業	22,634	126	4,053	18,455
(1) 一般	2,332	0	78	2,254
(2) 地域活性化	690	0	84	606
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	285	2,936
(5) 旧合併特例	6,200	0	863	5,337
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,513	200	372
(1) 辺地対策	485	485	0	0
(2) 過疎対策	4,600	4,028	200	372
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	50,734	11,508	4,971	34,255
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	2,728	2,009	652
2 工業用水道事業	216	0	92	124
3 交通事業	1,327	138	224	965
4 電気事業・ガス事業	225	0	86	139
5 港湾整備事業	508	153	29	326
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	828	1,162	1,832
7 市場事業・と畜場事業	358	0	46	312
8 地域開発事業	745	0	0	745
9 下水道事業	12,298	3,343	3,694	5,261
10 観光その他事業	169	0	7	162
計	25,057	7,190	7,349	10,518
合計	75,791	18,698	12,320	44,773
三 臨時財政対策債	39,865	9,368	5,462	25,035
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	116,456	28,066	17,782	70,608

平成 30 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 30 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	30	22	8
災 害 復 旧 事 業	9	9	0
一 般 単 独 事 業	2	0	2
計	41	31	10
公 営 企 業 債			
下 水 道 事 業	12	5	7
計	12	5	7
総 計	53	36	17

平成 30 年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 30 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	4,567	349	11,560
2 公営住宅建設事業	1,160	310	129	721
3 災害復旧事業	882	882	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	1,141	248	2,002
(1) 学校教育施設等	1,245	606	68	571
(2) 社会福祉施設	383	0	113	270
(3) 一般廃棄物処理	656	440	67	149
(4) 一般補助施設等	567	95	0	472
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	540
5 一般単独事業	22,636	126	4,055	18,455
(1) 一般	2,334	0	80	2,254
(2) 地域活性化	690	0	84	606
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	285	2,936
(5) 旧合併特例	6,200	0	863	5,337
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,513	200	372
(1) 辺地対策	485	485	0	0
(2) 過疎対策	4,600	4,028	200	372
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	50,775	11,539	4,981	34,255
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	2,728	2,009	652
2 工業用水道事業	216	0	92	124
3 交通事業	1,327	138	224	965
4 電気事業・ガス事業	225	0	86	139
5 港湾整備事業	508	153	29	326
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	828	1,162	1,832
7 市場事業・と畜場事業	358	0	46	312
8 地域開発事業	745	0	0	745
9 下水道事業	12,310	3,348	3,701	5,261
10 観光その他事業	169	0	7	162
計	25,069	7,195	7,356	10,518
合計	75,844	18,734	12,337	44,773
三 臨時財政対策債	39,865	9,368	5,462	25,035
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	116,509	28,102	17,799	70,608

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当中間事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	67,700	43,855	6.3
公営住宅事業	19,500	15,295	2.2
学校教育施設等整備事業	15,100	14,172	2.0
社会福祉施設整備事業	17,200	13,480	1.9
一般廃棄物処理事業	18,800	12,601	1.8
一般補助施設整備等事業	—	1,365	0.2
一般事業	9,300	8,728	1.3
地域活性化事業	12,100	11,866	1.7
防災対策事業	16,600	15,122	2.2
地方道路等整備事業	30,400	34,916	5.0
合併特例事業	93,500	97,040	14.0
緊急防災・減災事業	106,000	90,152	13.0
公共施設最適化事業・公共施設等適正管理推進事業	43,700	40,084	5.8
過疎対策事業	10,100	0	0.0
計	460,000	398,676	57.6
臨時財政対策債	531,700	137,978	19.9
(一般会計債等分計)	991,700	536,654	77.5
公営企業債			
水道事業(上水道)	156,900	8,355	1.2
(簡易水道)	15,200	3,254	0.5
交通事業(一般交通)	1,400	985	0.1
(都市高速鉄道)	21,600	0	0.0
病院事業	107,500	40,653	5.9
下水道事業	336,700	92,397	13.3
工業用水道事業	6,500	418	0.1
電気事業	4,200	652	0.1
ガス事業	2,900	18	0.0
介護サービス事業	1,400	772	0.1
市場事業	10,200	6,387	0.9
と畜場事業	300	109	0.0
駐車場事業	500	291	0.0
小 計	665,300	154,290	22.3
港湾整備事業	2,600	991	0.1
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	400	323	0.0
小 計	3,000	1,314	0.2
計	668,300	155,604	22.5
合 計	1,660,000	692,258	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	129,737	18.7
政令指定都市	34,860	5.0
市及び特別区	443,274	64.0
町村	78,532	11.3
企業団・組合等	5,856	0.8
計	692,258	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	222,900	851,389	251,259	161,311
公社貸付	185	4,222	185	317
計	223,085	855,611	251,444	161,629
長期貸付繰上償還				
一般貸付	227	194,835	-	-
公社貸付	8	1,787	-	-
計	235	196,622	-	-
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	223,320	1,052,233	251,444	161,629

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	479,393	2.0	水道	3,275,988	14.0
公営住宅	290,134	1.2	一般交通	10,276	0.0
全国防災	151,307	0.6	都市高速鉄道	844,777	3.6
学校教育施設等整備	69,198	0.3	病院	998,758	4.3
社会福祉施設整備	111,350	0.5	下水道	7,435,434	31.8
一般廃棄物処理	42,035	0.2	工業用水道	181,434	0.8
一般	79,104	0.3	電気	45,120	0.2
臨時河川等整備	42,916	0.2	ガス	31,002	0.1
臨時高等学校整備	19,191	0.1	港湾整備	47,521	0.2
臨時地方道整備	1,026,781	4.4	介護サービス	21,325	0.1
地域活性化	73,222	0.3	市場	87,372	0.4
防災対策	167,134	0.7	と畜場	9,956	0.0
地方道路等整備	529,531	2.3	観光施設	3,180	0.0
合併特例	1,078,939	4.6	駐車場整備	18,143	0.1
緊急防災・減災	784,385	3.4	産業廃棄物処理	288	0.0
公共施設最適化	22,552	0.1	一般貸付計	23,375,291	99.9
公共施設等適正管理推進	36,918	0.2	道路公社	32,974	0.1
一般補助施設整備等	2,175	0.0	公社貸付計	32,974	0.1
臨時財政対策債	5,358,453	22.9	合計	23,408,265	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	292	457,159	5,291	681,236	8,201	202,034	301	27,868			14,085	1,368,297
青森	200	35,754	2,033	253,207	1,409	45,585	110	13,919			3,752	348,465
岩手	249	55,529	2,754	253,117	790	31,202	223	18,540			4,016	358,389
宮城	354	132,668	4,678	409,125	2,652	51,045	129	7,497			7,813	600,336
秋田	204	21,236	4,694	259,270	1,106	11,582	8	212			6,012	292,300
山形	229	80,290	2,793	169,949	1,930	35,087	168	7,253			5,120	292,579
福島	429	83,051	3,640	254,806	3,079	55,523	189	19,856	3	46	7,340	413,281
茨城	486	135,622	6,744	455,665	1,404	41,931	261	24,144	1	40	8,896	657,402
栃木	274	69,644	3,263	218,432	818	26,799	12	3,129	7	148	4,374	318,152
群馬	262	39,878	3,497	198,132	1,827	35,703	212	28,585			5,798	302,298
埼玉	254	245,606	6,470	671,152	1,757	53,666	319	18,678	7	119	8,807	989,221
千葉	401	118,092	5,287	695,839	879	25,759	411	41,021	5	1,036	6,983	881,747
東京	116	130,185	2,252	317,532	177	5,347	31	16,688			2,576	469,752
神奈川	222	204,580	3,220	851,763	1,145	43,052	64	57,372			4,651	1,156,768
新潟	270	51,468	8,244	466,272	972	19,300	170	15,179			9,656	552,219
富山	265	28,830	3,792	300,823	560	24,167	145	13,864	7	74	4,769	367,758
石川	164	34,801	2,802	197,142	1,254	43,600	28	3,318			4,248	278,860
福井	236	37,698	2,216	154,735	842	12,578	71	3,337			3,365	208,348
山梨	153	38,771	2,968	114,060	1,030	15,192	156	5,869			4,307	173,893
長野	247	36,329	4,235	267,976	3,175	62,800	181	14,455	5	152	7,843	381,712
岐阜	221	160,753	4,392	215,867	1,309	39,435	9	1,026			5,931	417,081
静岡	341	54,230	5,130	365,788	783	26,081	78	9,001	7	333	6,339	455,433
愛知	259	227,955	5,294	637,481	879	24,608	92	3,377	40	17,521	6,564	910,941
三重	411	149,678	4,067	304,722	1,083	28,510	32	4,972			5,593	487,881
滋賀	197	77,431	4,262	234,452	603	14,418	125	6,864			5,187	333,164
京都	196	34,168	3,662	481,609	1,114	29,911	30	7,107	7	343	5,009	553,139
大阪	110	156,281	5,702	1,236,816	989	36,650	292	70,198	6	707	7,099	1,500,652
兵庫	325	427,095	8,058	956,865	2,093	86,491	439	53,699	26	1,253	10,941	1,525,403
奈良	285	120,976	2,445	185,605	1,974	61,267	31	5,823			4,735	373,670
和歌山	109	47,264	1,713	215,563	1,478	57,264	89	7,698			3,389	327,789
鳥取	339	83,778	1,296	105,407	1,851	46,131	36	2,656			3,522	237,972
島根	284	102,476	2,669	208,655	301	8,433	74	3,712			3,328	323,276
岡山	279	99,147	4,646	359,034	1,284	29,183	113	16,747			6,322	504,112
広島	449	184,941	4,351	468,145	912	29,703	14	1,726	16	4,609	5,742	689,125
山口	427	57,678	4,308	272,673	616	12,346	111	7,103			5,462	349,800
徳島	208	47,554	1,447	121,123	827	29,287	3	36			2,485	198,000
香川	168	24,377	1,767	108,385	708	20,271	627	27,946			3,270	180,980
愛媛	93	27,272	2,288	197,339	627	24,698	17	950			3,025	250,259
高知	152	93,830	1,650	141,067	771	25,746	10	9,200			2,583	269,843
福岡	99	133,884	5,074	887,135	2,295	105,302	286	23,499	24	6,379	7,778	1,156,200
佐賀	64	35,584	1,646	162,961	667	30,705	99	10,555			2,476	239,805
長崎	147	56,748	2,781	274,426	705	18,750	15	3,315	5	196	3,653	353,435
熊本	158	69,706	2,727	199,020	1,633	48,187	38	2,473	4	18	4,560	319,404
大分	99	22,593	2,266	143,759	191	6,988					2,556	173,340
宮崎	153	69,731	2,023	147,562	733	19,149	12	913			2,921	237,354
鹿児島	182	138,083	2,342	168,813	846	27,111	19	2,524			3,389	336,531
沖縄	241	104,291	1,578	159,675	885	25,201	54	2,734			2,758	291,900
合計	11,303	4,844,699	170,457	16,150,180	63,164	1,753,773	5,934	626,639	170	32,974	251,028	23,408,265

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(308件、70,275百万円)を含みます。

(注) 2. 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行による調達総額は6,456億円（発行価額ベース。以下同じ。）であり、その内訳は10年債1,400億円、20年債700億円、5年債100億円、30年債100億円、FLIP1,810億円、MTNプログラム2,346億円（額面ベースでは2,352億円（ともに円換算後））となっております。なお、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行による調達額は10年債1,240億円、20年債1,400億円となっております。

その他、長期借入による調達を200億円行っております。

また、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は1,300億円であり、その内訳は全て10年債となっております。

この結果、当中間事業年度末において機構債券の発行残高は、20兆3,536億円、長期借入金の借入残高は1,545億円となっております。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

（注）MTNプログラム

MTNプログラムとは、Medium Term Noteプログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を行うことができるプログラムです。

また、MTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

（注）機構債券の発行残高については、億円未満切捨てで表示しております。

当中間事業年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 （億円）	表面利率 （%）	発行価額 （円）	発行日	償還日
第107回	10年	250	0.200	100	H30. 4.19	H40. 4.28
第108回	10年	200	0.215	100	H30. 5.22	H40. 5.26
第109回	10年	200	0.220	100	H30. 6.15	H40. 6.28
第110回	10年	200	0.195	100	H30. 7.20	H40. 7.28
第111回	10年	250	0.264	100	H30. 8.20	H40. 8.28
第112回	10年	300	0.269	100	H30. 9.21	H40. 9.28
第66回	20年	150	0.559	100	H30. 4.19	H50. 4.28
第67回	20年	200	0.564	100	H30. 6.15	H50. 6.28
第68回	20年	200	0.530	100	H30. 7.20	H50. 7.28
第69回	20年	150	0.654	100	H30. 9.21	H50. 9.28
第23回	5年	100	0.040	100	H30. 4.19	H35. 4.28
第6回	30年	100	0.850	100	H30. 4.19	H60. 4.28
F402回	2年	30	0.001	100.002	H30. 4.25	H32. 4.28
F403回	6年	30	0.058	100	H30. 4.25	H35.11.28
F404回	7年	200	0.114	100	H30. 4.25	H37. 4.28
F405回	9年	30	0.151	100	H30. 4.25	H39. 1.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F406回	21年	60	0.562	100	H30. 4. 25	H50. 11. 26
F407回	5年	80	0.040	100	H30. 4. 26	H35. 6. 26
F408回	6年	90	0.058	100	H30. 4. 26	H35. 11. 27
F409回	7年	30	0.092	100	H30. 4. 26	H37. 6. 27
F410回	8年	30	0.120	100	H30. 4. 26	H38. 5. 28
F411回	21年	30	0.551	100	H30. 4. 26	H51. 3. 28
F412回	6年	30	0.058	100	H30. 4. 27	H35. 11. 17
F413回	6年	30	0.058	100	H30. 4. 27	H35. 11. 20
F414回	6年	30	0.058	100	H30. 4. 27	H35. 11. 21
F415回	6年	30	0.058	100	H30. 4. 27	H35. 11. 22
F416回	6年	30	0.058	100	H30. 4. 27	H35. 11. 24
F417回	6年	30	0.058	100	H30. 4. 27	H35. 11. 27
F418回	6年	30	0.058	100	H30. 4. 27	H35. 11. 29
F419回	4年	200	0.025	100	H30. 6. 22	H34. 12. 1
F420回	7年	90	0.100	100	H30. 6. 28	H37. 6. 27
F421回	7年	30	0.085	100	H30. 7. 25	H37. 7. 25
F422回	7年	30	0.088	100	H30. 7. 25	H37. 7. 29
F423回	17年	30	0.394	100	H30. 7. 31	H47. 3. 1
F424回	18年	50	0.431	100	H30. 7. 31	H48. 3. 28
F425回	5年	160	0.030	100	H30. 7. 26	H35. 9. 28
F426回	7年	200	0.110	100	H30. 7. 26	H37. 6. 20
F427回	12年	30	0.249	100	H30. 7. 26	H42. 7. 26
F428回	19年	30	0.474	100	H30. 7. 31	H49. 3. 27
F429回	7年	30	0.082	100	H30. 7. 27	H37. 7. 28
F430回	8年	30	0.096	100	H30. 7. 27	H38. 3. 27
F431回	15年	30	0.348	100	H30. 7. 27	H45. 7. 27
F432回	19年	50	0.630	100	H30. 9. 27	H49. 9. 28

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回数	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 63 回	5 年	米ドル	1,070	3.250	99.982	H30. 4.24	H35. 4.24
第 64 回	10 年	豪ドル	59	3.370	100	H30. 6.26	H40. 6.21
第 65 回	4 年	豪ドル	98	2.40	99.99	H30. 9.26	H34. 9.26
第 66 回	5 年	米ドル	1,118	3.375	99.499	H30. 9.27	H35. 9.27

※ 円換算後の発行額は回数ごとに億円未満を切捨てた金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A 号第 99 回	10 年	200	0.230	100	H30. 4.19	H40. 4.19
A 号第 100 回	10 年	200	0.245	100	H30. 5.22	H40. 5.22
A 号第 101 回	10 年	200	0.250	100	H30. 6.21	H40. 6.21
A 号第 102 回	10 年	100	0.225	100	H30. 7.20	H40. 7.20
A 号第 103 回	10 年	100	0.294	100	H30. 8.20	H40. 8.18
A 号第 104 回	10 年	100	0.299	100	H30. 9.21	H40. 9.21
B 号第 30 回	10 年	40	0.230	100	H30. 4.19	H40. 4.19
B 号第 31 回	10 年	50	0.245	100	H30. 5.22	H40. 5.22
B 号第 32 回	10 年	45	0.250	100	H30. 6.21	H40. 6.21
B 号第 33 回	10 年	55	0.225	100	H30. 7.20	H40. 7.20
B 号第 34 回	10 年	105	0.294	100	H30. 8.20	H40. 8.18
B 号第 35 回	10 年	45	0.299	100	H30. 9.21	H40. 9.21
C 号第 30 回	20 年	55	0.579	100	H30. 4.19	H50. 4.19
C 号第 31 回	20 年	75	0.579	100	H30. 5.22	H50. 5.21
C 号第 32 回	20 年	65	0.584	100	H30. 6.21	H50. 6.21
C 号第 33 回	20 年	80	0.550	100	H30. 7.20	H50. 7.20
C 号第 34 回	20 年	150	0.678	100	H30. 8.20	H50. 8.20
C 号第 35 回	20 年	75	0.674	100	H30. 9.21	H50. 9.21
D 号第 25 回	20 年	200	0.579	100	H30. 4.19	H50. 4.19
D 号第 26 回	20 年	200	0.579	100	H30. 5.22	H50. 5.21
D 号第 27 回	20 年	200	0.584	100	H30. 6.21	H50. 6.21
D 号第 28 回	20 年	100	0.550	100	H30. 7.20	H50. 7.20
D 号第 29 回	20 年	100	0.678	100	H30. 8.20	H50. 8.20
D 号第 30 回	20 年	100	0.674	100	H30. 9.21	H50. 9.21

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第107回	10年	250	0.120	100	H30. 4. 16	H40. 4. 14
第108回	10年	200	0.145	100	H30. 5. 21	H40. 5. 19
第109回	10年	200	0.145	100	H30. 6. 18	H40. 6. 16
第110回	10年	250	0.130	100	H30. 7. 18	H40. 7. 18
第111回	10年	200	0.209	100	H30. 8. 15	H40. 8. 15
第112回	10年	200	0.209	100	H30. 9. 19	H40. 9. 19

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

(1) 地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

(2) 資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

(3) 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、平成30年度事業実施方針並びに平成30年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりです。

①平成 30 年度事業実施方針

機構は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体のニーズにあわせて資金調達をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について積極的に調査研究や支援を行い、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関としてその使命を十分に果たすことを目指す。

I 平成 30 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方公共団体が行う公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化並びに東日本大震災及び熊本地震に関連する事業を支援する。

2. 平成 30 年度貸付計画の概要

平成 30 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 17,782 億円、東日本大震災分 17 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、16,600 億円を計上する（平成 29 年度貸付計画額 17,400 億円から 800 億円、4.6%の減。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業及び公共施設等適正管理推進事業、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業の事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）を新たに貸付対象とし、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

また、旧公営企業金融公庫資金又は機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債を貸付対象とする（民間等資金により難しい事情がある場合に限る。）。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

また、貸付条件の多様化を踏まえ、適切な資金調達手法を選択できるよう、相談・助言機能の充実を図る。

4. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

平成30年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

区分 事業等名		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C) / (B) ×100	【参考】 平成30年度 地方債計画計上額
一般 会 計 債	公共事業等	677	863	△186	△21.6	349
	公営住宅事業	195	176	19	10.8	129
	全国防災事業	-	106	△106	皆減	-
	学校教育施設等整備事業	151	176	△25	△14.2	68
	社会福祉施設整備事業	172	151	21	13.9	113
	一般廃棄物処理事業	188	167	21	12.6	67
	一般事業	93	78	15	19.2	80
	地域活性化事業	121	94	27	28.7	84
	防災対策事業	166	140	26	18.6	136
	地方道路等整備事業	304	298	6	2.0	285
	合併特例事業	935	705	230	32.6	863
	緊急防災・減災事業	1,060	1,504	△444	△29.5	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	437	371	66	17.8	929
	過疎対策事業	101	-	101	皆増	200
計	4,600	4,829	△229	△4.7	4,981	
臨時財政対策債	5,317	5,734	△417	△7.3	5,462	
(一般会計債等分計)	9,917	10,563	△646	△6.1	10,443	
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,569	1,499	70	4.7	1,831
	水道事業(簡易水道)	152	224	△72	△32.1	178
	交通事業(一般交通)	14	13	1	7.7	13
	交通事業(都市高速鉄道)	216	249	△33	△13.3	211
	病院事業	1,075	1,271	△196	△15.4	1,147
	下水道事業	3,367	3,257	110	3.4	3,701
	工業用水道事業	65	101	△36	△35.6	92
	電気事業	42	43	△1	△2.3	51
	ガス事業	29	28	1	3.6	35
	介護サービス事業	14	31	△17	△54.8	15
	市場事業	102	80	22	27.5	45
	と畜場事業	3	10	△7	△70.0	1
	駐車場事業	5	1	4	400.0	4
	小計	6,653	6,807	△154	△2.3	7,324
港湾整備事業	26	22	4	18.2	29	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4	8	△4	△50.0	3	
小計	30	30	0	0.0	32	
計	6,683	6,837	△154	△2.3	7,356	
計	16,600	17,400	△800	△4.6	17,799 (前年度比△1.8%)	

注1) 事業等名は、平成30年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計65億円を計上した。

注4) 過疎対策事業は、簡易水道施設及び下水道処理施設を貸付けの対象とする。

注5) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- ・ 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

II 平成 30 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策による低金利の状況の継続に伴い、投資家の需要など市場環境が大きく変化してきたが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として 5 年債、10 年債、20 年債、30 年債を発行するとともに、引き続き F L I P (Flexible Issuance Program) による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

長期借入については、資金調達手段の多様化の一環として引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、引き続き市場の動向に応じて、より一層機動的な発行に努める。

(注) F L I P (Flexible Issuance Program : 柔軟な起債運営)

F L I P は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

(注) スポット債

スポット債とは、5 年、10 年、20 年及び 30 年という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により発行する債券です。

③ 多様な市場における債券発行

J F M ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な I R の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の I R を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する I R についても積極的に実施する。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、

年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。
また、各四半期が始まる1月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成30年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成30年度においては、表2のとおり公募債を9,600億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,900億円発行するほか、長期借入を500億円行う予定である。

(2) 公庫債権金利変動準備金を国に納付するために必要な資金調達については、政府保証債の発行により行うこととし、平成30年度においては4,000億円を国に納付することも踏まえ、表2のとおり4,000億円を発行する予定である。

平成30年度資金調達計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成30年度	平成29年度
国内債	6,000億円	5,500億円
10年債	2,250億円	2,100億円
20年債	1,000億円	1,000億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
FLIP	2,350億円	2,000億円
国外債	2,500億円	2,000億円
フレックス枠	1,100億円	900億円
計	9,600億円	8,400億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

※ 平成29年度については、当初計画額を計上（以下、同じ）。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成30年度	平成29年度
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,500億円
20年債	1,500億円	1,500億円
地共済引受債	1,900億円	2,000億円
10年債	700億円	800億円
20年債	1,200億円	1,200億円
計	4,900億円	5,000億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2. 長期借入

平成30年度	平成29年度
500億円	100億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3. 政府保証債

債券の種類	平成30年度	平成29年度
10年債	2,600億円	6,050億円
8年債	-	-
6年債	1,400億円	-
4年債	-	1,600億円
計	4,000億円	7,650億円

※ 国の平成30年度予算の成立が前提

Ⅲ 平成 30 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全化の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

2. 平成 30 年度地方支援業務の概要

平成 30 年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度に係る統一的な基準導入後の活用に係る支援や、自治体財政に関するテーマを題材とした JFM 地方自治体財政セミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援・情報発信に活用する。

また、業務実施に当たっては、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援・情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① 地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施する。

また、総務省が各公営企業に対して平成 32 年度までに策定を要請している経営戦略について、各団体の策定作業を加速化させるための方策に関する調査研究を総務省と共同で実施する。

② 先進事例の収集・蓄積

地方公共団体の実務的関心の高い事項について、先進事例を収集・蓄積する。

③ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について調査研究を実施する。

④ 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施する。

(2) 人材育成

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施する。

① JFM 地方自治体財政セミナー等の開催

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材とした実務担当者向けのセミナーを回数を増やして実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図るとともに、市町村長を対象とした 10 周年記念シンポジウムを実施する。

② 各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修の集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施する。

③ 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を実施する。

④ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供する。

(3) 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する外部有識者等の専門家が、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

① 財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

② 地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援のための専門家の派遣

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援する。

③ 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成・活用の支援

地方公共団体の経営改善を促進するため、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計の整備が進められていることから、地方公共団体情報システム機構と連携した共通のソフトウェアの地方公共団体への提供や、都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた活用・運用に関する講義や個別相談会に対応することで、統一的な基準に基づく財務書類等の作成・活用を行う地方公共団体を支援する。

(4) 情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる先進事例を検索できる環境の整備、経済・金融データ、金融知識、取組事例等の提供を行う。

IV 平成 30 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 平成 30 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 平成 30 年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対して O J T 研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

②平成30年度事業計画

- 1 平成30年度における貸付金は、1,660,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 平成30年度における貸付回収金は、1,912,471百万円を予定している。
- 3 平成30年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,450,000百万円、長期借入50,000百万円、政府保証債の発行400,000百万円、合計1,900,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 平成30年度における債券償還金及び長期借入償還金は、1,884,269百万円を予定している。
- 5 平成30年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、調査研究、人材育成、実務支援及び情報発信の実施を予定している。
- 6 平成30年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,493百万円を予定している。

(別紙1)

平成30年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	677
公営住宅事業	195
学校教育施設等整備事業	151
社会福祉施設整備事業	172
一般廃棄物処理事業	188
一般事業	93
地域活性化事業	121
防災対策事業	166
地方道路等整備事業	304
合併特例事業	935
緊急防災・減災事業	1,060
公共施設等適正管理推進事業	437
過疎対策事業	101
計	4,600
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,569
水道事業（簡易水道）	152
交通事業（一般交通）	14
交通事業（都市高速鉄道）	216
病院事業	1,075
下水道事業	3,367
工業用水道事業	65
電気事業	42
ガス事業	29
介護サービス事業	14
市場事業	102
と畜場事業	3
駐車場事業	5
港湾整備事業	26
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4
計	6,683
臨時財政対策債	5,317
合計	16,600

注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

平成30年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成30年度
国内債	6,000億円
10年債	2,250億円
20年債	1,000億円
5年債	200億円
30年債	200億円
FLIP	2,350億円
国外債	2,500億円
フレックス枠	1,100億円
計	9,600億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。
 ※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成30年度
地共連引受債	3,000億円
10年債	1,500億円
20年債	1,500億円
地共済引受債	1,900億円
10年債	700億円
20年債	1,200億円
計	4,900億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

平成30年度
500億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	平成30年度
10年債	2,600億円
6年債	1,400億円
計	4,000億円

※ 国の平成30年度予算の成立が前提。

③平成30年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,124,685
貸付金	1,660,000
債券償還金	1,804,269
長期借入償還金	80,000
事業損金	178,314
事務費	2,740
支払利息	172,041
債券発行費	3,226
元利金支払手数料	308
固定資産取得費	1,893
国庫納付金	400,209
その他	0
資金収入合計	3,990,115
貸付回収金	1,912,471
地方公共団体金融機構債券	1,710,000
借入金	50,000
事業益金	313,615
公営競技納付金	3,000
雑収入	1,029
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△134,570
前期末現金預け金等	1,044,209
期末現金預け金等	909,639

(注) 1. 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。

2. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成30年度予算

平成30年度の予算は、次のとおりである。

1. 予算総則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,275,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 平成30年度 予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	316,784
資金運用収益	313,678
貸付金利息	312,755
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	924
役務取引等収益	93
その他経常収益	3,012
地方公共団体健全化基金受入額	3,000
その他の経常収益	12
経常費用	180,113
資金調達費用	173,046
債券利息	172,467
借入金利息	579
役務取引等費用	285
その他業務費用	2,987
営業経費	3,795
人件費	924
業務費	1,528
その他の営業経費	1,343
経常利益	136,671
特別利益	405,889
公庫債権金利変動準備金取崩額	400,209
利差補てん積立金取崩額	5,681
特別損失	522,021
金利変動準備金繰入額	0
公庫債権金利変動準備金繰入額	121,813
国庫納付金	400,209
当期純利益	20,539

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成30年度 予定貸借対照表
(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,511,369	債券	20,196,048
有価証券及び現金預け金	909,639	借入金	125,500
金融商品等差入担保金	25,317	金融商品等受入担保金	104,019
その他資産	8,212	その他負債	5,724
有形固定資産及び無形固定資産	5,019	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	2,820,727
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	591,857
		利差補てん積立金	28,869
		負債の部合計	24,172,306
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	212,136
		一般勘定積立金	212,136
		評価・換算差額等	4,846
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	287,250
資産の部合計	24,495,556	負債及び純資産の部合計	24,459,556

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画 (平成30年度～平成32年度)

(単位：億円)

科 目	30年度計画	31年度計画	32年度計画
経常収益	3,170	2,870	2,590
経常費用	1,800	1,640	1,490
経常利益	1,370	1,230	1,100
特別損益	△1,160	△1,030	△900
当期純利益	210	200	200

(注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本発行者情報概要書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成30年9月30日現在において当機構が判断したものです。

① 信用リスクについて

(1) 貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で23兆4,082億円となっておりますが、そのうち0.14%程度の330億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.03%未満となっております。

(2) 市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

② 市場リスクについて

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から平成34年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- ・なお、機構法附則第14条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成29年度から平成31年度までの3年間で総額9,000億円（平成29年度に当初予定していた1,000億円を含む）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの6年間で、総額15億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

（参考）平成30年9月30日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション 8.05年 ・負債（債券等）デュレーション7.08年 ・デュレーションギャップ0.97年（前年同期比△0.10年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション 5.39年 ・負債（債券）デュレーション4.43年 ・デュレーションギャップ0.96年（前年同期比△0.24年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション 7.08年 ・負債（債券等）デュレーション6.03年 ・デュレーションギャップ1.05年（前年同期比△0.13年）

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

(2) 為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③ 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券

等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

④ オペレーショナルリスク

(1) 事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

(2) システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

⑤ 災害等への対応

当機構は、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

① 重要な会計方針及び見積り

当機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成に当たっての会計基準は、「第5【経理の状況】(1)【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

② 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は1,606億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益1,605億円です。また、経常費用は908億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用873億円です。この結果、経常利益は697億円となりました。

これに、機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額4,000億円及び公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額31億円を特別利益として計上するとともに、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額633億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金4,000億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は95億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆5,054億円、負債の部につきましては、債券等の24兆2,278億円、純資産総額につきましては、地方公共団体出資金等2,776億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが5,390億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが279億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが4,000億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は9,146億円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等については、次のとおりです。

(1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	主たる事 務所	東京都千 代田区	新設	ソフトウ ェア	55	39	自己資金	H30.4	H30.9

(2) 除却、売却等

前事業年度末と同様、記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(平成30年9月30日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	814	9,197,800
町村等	928	1,037,300
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

(1) 新任役員

役名	氏名	生年月日	略歴	就任年月日
理事	境 勉	昭和 38 年 11 月 11 日	昭和 61 年 4 月 自治省入省 平成 23 年 8 月 総務省自治財政局交付税課長 平成 25 年 6 月 総務省自治財政局調整課長 平成 27 年 7 月 総務省自治行政局行政課長 平成 29 年 7 月 総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当） 平成 30 年 8 月 地方公共団体金融機構理事	平成 30 年 8 月 1 日
監事 (非常勤)	大森 正明	昭和 30 年 12 月 1 日	昭和 54 年 4 月 神戸市入庁 平成 19 年 4 月 神戸市建設局総務部長 平成 21 年 4 月 公立大学法人神戸市外国語大学理事 平成 24 年 4 月 神戸市環境局長 平成 28 年 4 月 (公財) 神戸市スポーツ教育協会会長代行兼副会長 平成 30 年 8 月 地方公共団体金融機構監事(非常勤)	平成 30 年 8 月 1 日

(2) 退任役員

役名	氏名	退任年月日
理事(非常勤)	吉武 準一	平成 30 年 7 月 31 日
監事(非常勤)	浜川 雅春	平成 30 年 7 月 31 日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第 5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当中間事業年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】①【中間貸借対照表】

科目	注記 番号	前中間事業年度末 (平成 29 年 9 月 30 日)		当中間事業年度末 (平成 30 年 9 月 30 日)		前事業年度末 (平成 30 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	23,597,128	93.97	23,408,265	95.52	23,768,240	96.01
有価証券		116,000	0.46	142,000	0.58	170,000	0.69
現金預け金		1,363,677	5.43	914,685	3.73	747,767	3.02
金融商品等差入担保金		21,357	0.09	28,447	0.12	56,277	0.23
その他資産		9,922	0.04	8,604	0.04	9,783	0.04
有形固定資産	1	2,555	0.01	2,494	0.01	2,549	0.01
無形固定資産		1,328	0.01	982	0.00	1,211	0.00
資産の部合計	3	25,111,969	100.00	24,505,479	100.00	24,755,829	100.00
(負債の部)							
債券		20,243,899	80.61	20,347,665	83.03	20,284,520	81.94
借入金		145,500	0.58	154,500	0.63	159,500	0.64
金融商品等受入担保金		99,639	0.40	35,580	0.15	12,260	0.05
その他負債		6,716	0.03	6,181	0.03	6,692	0.03
賞与引当金		58	0.00	60	0.00	57	0.00
役員賞与引当金		8	0.00	10	0.00	8	0.00
退職給付引当金		46	0.00	51	0.00	47	0.00
役員退職慰労引当金		20	0.00	20	0.00	24	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.66	920,287	3.76	920,287	3.72
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.66	920,287	3.76	920,287	3.72
特別法上の準備金等	4	3,443,137	13.71	2,763,504	11.28	3,105,003	12.54
金利変動準備金		2,200,000	8.76	2,200,000	8.98	2,200,000	8.89
公庫債権金利変動準備金		1,205,451	4.80	538,140	2.20	870,453	3.52
利差補てん積立金		37,685	0.15	25,363	0.10	34,550	0.14
負債の部合計		24,859,314	98.99	24,227,861	98.87	24,488,401	98.92
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		177,126	0.71	199,035	0.81	191,890	0.78
一般勘定積立金		165,779	0.66	189,436	0.77	191,890	0.78
一般勘定中間未処分利益		11,346	0.05	9,598	0.04	—	—
評価・換算差額等		5,260	0.02	4,172	0.02	5,268	0.02
管理勘定利益積立金		53,666	0.21	57,808	0.24	53,666	0.22
管理勘定利益積立金		53,666	0.21	57,808	0.24	53,666	0.22
純資産の部合計		252,654	1.01	277,618	1.13	267,427	1.08
負債及び純資産の部合計		25,111,969	100.00	24,505,479	100.00	24,755,829	100.00

②【中間損益計算書】

科目	注記 番号	前中間事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)		当中間事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)		前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		174,582	100.00	160,614	100.00	347,476	100.00
資金運用収益		174,436		160,530		343,305	
役務取引等収益		69		65		98	
その他業務収益		29		12		46	
その他経常収益		47		6		4,026	
地方公共団体健全化基金受入額		38		—		4,011	
その他の経常収益		8		6		14	
経常費用		99,236	56.84	90,826	56.55	195,499	56.26
資金調達費用		95,104		87,395		187,970	
役務取引等費用		151		150		300	
その他業務費用		2,352		1,686		3,934	
営業経費		1,627		1,593		3,295	
経常利益		75,345	43.16	69,788	43.45	151,976	43.74
特別利益		223,331	127.92	403,191	251.03	626,467	180.29
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	220,000		400,000		620,000	
利差補てん積立金取崩額		3,331		3,191		6,467	
特別損失		287,330	164.58	463,381	288.51	752,332	216.51
金利変動準備金繰入額		220,000		—		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		67,330		63,381		132,332	
国庫納付金		—		400,000		400,000	
中間（当期）純利益	1	11,346	6.50	9,598	5.98	26,111	7.51

③【中間純資産変動計算書】

		前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
科目	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本				
地方公共団体出資金				
当期首残高		16,602	16,602	16,602
誤謬の訂正による累積的影響額		—	—	—
遡及処理後当期首残高		—	16,602	—
当中間期変動額		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金				
当期首残高		165,779	191,890	165,779
誤謬の訂正による累積的影響額		—	△2,453	—
遡及処理後当期首残高		—	189,436	—
当中間期変動額		—	—	—
中間純利益		—	—	26,111
当中間期変動額合計		—	—	26,111
当中間期末残高		165,779	189,436	191,890
一般勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額		—	—	—
中間純利益		11,346	9,598	—
当中間期変動額合計		11,346	9,598	—
当中間期末残高		11,346	9,598	—
利益剰余金合計				
当期首残高		165,779	191,890	165,779
誤謬の訂正による累積的影響額		—	△2,453	—
遡及処理後当期首残高		—	189,436	—
当中間期変動額		—	—	—
中間純利益		11,346	9,598	26,111
当中間期変動額合計		11,346	9,598	26,111
当中間期末残高		177,126	199,035	191,890
出資者資本合計				
当期首残高		182,381	208,492	182,381
誤謬の訂正による累積的影響額		—	△2,453	—
遡及処理後当期首残高		—	206,038	—
当中間期変動額		—	—	—
中間純利益		11,346	9,598	26,111
当中間期変動額合計		11,346	9,598	26,111
当中間期末残高		193,728	215,637	208,492

		前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
科目	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
当期首残高		5,035	5,268	5,035
誤謬の訂正による累積的影響額		—	—	—
遡及処理後当期首残高		—	5,268	—
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)		225	△1,096	233
当中間期変動額合計		225	△1,096	233
当中間期末残高		5,260	4,172	5,268
管理勘定利益積立金				
当期首残高		53,666	53,666	53,666
誤謬の訂正による累積的影響額		—	4,142	—
遡及処理後当期首残高		—	57,808	—
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		53,666	57,808	53,666
管理勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		—	—	—
純資産合計				
当期首残高		241,082	267,427	241,082
誤謬の訂正による累積的影響額		—	1,688	—
遡及処理後当期首残高		—	269,116	—
当中間期変動額				
中間純利益		11,346	9,598	26,111
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)		225	△1,096	233
当中間期変動額合計		11,572	8,501	26,345
当中間期末残高		252,654	277,618	267,427

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
科目	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		11,346	9,598	26,111
減価償却費		323	350	659
資金運用収益		△174,436	△160,530	△343,305
資金調達費用		95,104	87,395	187,970
賞与引当金の増加額		3	2	2
役員賞与引当金の増加額		0	2	0
退職給付引当金の増加額		0	3	2
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		2	△3	6
地方公共団体健全化基金の減少額		△38	—	△4,011
金利変動準備金の増加額		220,000	—	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額 (△は減少額)		△152,669	63,381	△87,667
利差補てん積立金の減少額		△3,331	△3,191	△6,467
貸付金の純増(△)減		122,892	359,975	△48,218
債券の純増減(△)		287,219	62,222	326,799
借入金の純増減 (△)		△25,000	△5,000	△11,000
資金運用による収入		175,566	161,782	344,134
資金調達による支出		△95,922	△88,152	△187,420
その他		△8,409	51,164	△130,597
営業活動によるキャッシュ・フロー		452,652	539,000	287,997
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		249,000	300,000	612,000
有価証券の取得による支出		△199,000	△272,000	△616,000
有形固定資産の取得による支出		△4	△0	△51
無形固定資産の取得による支出		△236	△82	△416
投資活動によるキャッシュ・フロー		49,758	27,916	△4,467
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
国庫納付による支出		—	△400,000	△400,000
公営競技納付金による収入		38	—	4,011
財務活動によるキャッシュ・フロー		38	△400,000	△395,988
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		502,450	166,917	△113,458
VI 現金及び現金同等物の期首残高		861,226	747,767	861,226
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		1,363,677	914,685	747,767

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3] ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
	<p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

項目	前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	同左	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左

項目	前中間事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月 31日)
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	_____	_____	管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左	同左

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
国庫納付について	_____	<p>「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年法律第60号)が平成30年6月20日に公布され、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの6年間において、総額15億円以内を公庫債権金利変動準備金の一部から国に納付することとされています。なお、当中間期においては、納付実績はありません。</p>	<p>法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成27年度から平成29年度までの3年間で、総額6,000億円以内を国に納付することに加え、平成29年度から平成31年度までの3年間で、新たに総額8,000億円以内を国に納付することとなりました。平成29年度においては同準備金4,000億円を取り崩し、同額を国に納付しております。平成30年度においては「平成30年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成30年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金4,000億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。</p>
厚生年金基金の代行部分返上について	<p>当機構が加入する公庫企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成26年10月1日に厚生労働大臣より過去分返上の認可を受け、平成29年9月22日に返還額(最低責任準備金)の現金納付が完了しました。これに伴う、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)第46項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。</p>	_____	<p>当機構が加入する公庫企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成26年10月1日に厚生労働大臣より過去分返上の認可を受け、平成29年9月22日に返還額(最低責任準備金)の現金納付が完了しました。これに伴う、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)第46項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。</p>

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成29年9月30日)	当中間事業年度末 (平成30年9月30日)	前事業年度末 (平成30年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	686百万円	790百万円	735百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。</p>	同左	同左
3. 担保提供資産	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券

項目	前中間事業年度末 (平成29年9月30日)	当中間事業年度末 (平成30年9月30日)	前事業年度末 (平成30年3月31日)
	等20,243,899百万円の一般担保に供しております。	等20,347,665百万円の一般担保に供しております。	等20,284,520百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものです。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものです。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。</p>	<p>(1) 金利変動準備金 同左</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 同左</p> <p>(3) 利差補てん積立金 同左</p>	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 同左</p>

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間事業年度 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1. 当期(中間)純利益の勘定別内訳	一般勘定 11,346百万円 管理勘定 一百万円	一般勘定 9,598百万円 管理勘定 一百万円	一般勘定 26,111百万円 管理勘定 一百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	—————	平成30年度においては「平成30年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成30年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金4,000億円を取り崩し、同額を国に納付しております。	平成29年度においては「平成29年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成29年総務省・財務省令第2号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金4,000億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

(金融商品関係)

I 前中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等

の早期是正措置が講じられていること。

- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すことと

しております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 29 年 9 月 30 日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当 する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	19.3% (△2.9%)	△641,220 (+42,943)	△2,232,348 (△24,898)	1,591,127 (+67,841)	3,319,276 (+244,589)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 29 年 9 月 30 日現在の国債レートをを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 29 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めおらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 29 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 18,846 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 19,088 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,597,128	25,485,294	1,888,166
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	116,000	116,000	-
(3) 現金預け金	1,363,677	1,363,677	-
(4) 金融商品等差入担保金	21,357	21,357	-
資産計	25,098,163	26,986,329	1,888,166
(1) 債券	20,243,899	21,085,160	841,260
(2) 借入金	145,500	147,688	2,188
(3) 金融商品等受入担保金	99,639	99,639	-
負債計	20,489,039	21,332,488	843,449
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	349	349	-
デリバティブ取引計	349	349	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成29年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	116,000	116,000	-
	小計	116,000	116,000	-
合計		116,000	116,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	238,500	238,500	349	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,517,517	1,517,517	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	89,000	-	※2	
合計			1,880,017	1,791,017	349	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,700,911	1,736,766	1,745,746	1,711,953	1,644,093
有価証券 満期保有目的のもの	116,000	-	-	-	-
預け金	1,363,677	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,654,304	6,789,261	1,596,072	18,018
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,759,890	1,857,643	2,140,883	2,330,271	2,134,051
借入金	25,000	55,000	10,000	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,154,948	2,669,185	178,500	26,000
借入金	55,500	-	-	-

II 当中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借

換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

〔1〕信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先

との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から平成 34 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で総額 9,000 億円（平成 29 年度に当初予定していた 1,000 億円を含む）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間で、総額 15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 37,093 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 37,723 百万円増加するものと考えられます。なお、金融庁が定める自己資本比率等に関する監督指針の改正により、アウトライヤー比率（上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率）の見直しがなされたことから、平成 30 年 3 月期よりアウトライヤー比率に替えてベーシス・ポイント・バリュー（金利が 10 ベーシス・ポイント変化したときの価値の変動）を記載することとしております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 12,009 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 12,162 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取

引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,408,265	24,925,759	1,517,494
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	142,000	142,000	-
(3) 現金預け金	914,685	914,685	-
(4) 金融商品等差入担保金	28,447	28,447	-
資産計	24,493,397	26,010,892	1,517,494
(1) 債券	20,347,665	21,025,328	677,663
(2) 借入金	154,500	156,412	1,912
(3) 金融商品等受入担保金	35,580	35,580	-
負債計	20,537,745	21,217,321	679,575
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△864	△864	-
デリバティブ取引計	△864	△864	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成30年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	譲渡性預金	142,000	142,000	-
	小計	142,000	142,000	-
合計		142,000	142,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	47,000	47,000	△864	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,466,751	1,314,277	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	41,000	-	※2	
合計			1,589,751	1,396,277	△864	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,733,638	1,761,763	1,757,272	1,704,999	1,615,683
有価証券 満期保有目的のもの	142,000	-	-	-	-
預け金	914,685	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,535,715	6,649,145	1,623,189	26,857
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,857,643	2,163,883	2,334,843	2,193,948	2,057,950
借入金	55,000	10,000	1,000	-	51,500

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,687,882	2,847,015	184,500	26,000
借入金	37,000	-	-	-

III 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした

債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内を国に納付することに加え、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 42,454 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 43,181 百万円増加するものと考えられます。なお、金融庁が定める自己資本比率等に関する監督指針の改正により、アウトライヤー比率（上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率）の見直しがなされたことから、当期よりアウトライヤー比率に替えてベーシス・ポイント・バリュー（金利が 10 ベーシス・ポイント変化したときの価値の変動）を記載することとしております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 15,157 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 15,352 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になると、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な

価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,768,240	25,641,198	1,872,958
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	170,000	170,000	-
(3) 現金預け金	747,767	747,767	-
(4) 金融商品等差入担保金	56,277	56,277	-
資産計	24,742,285	26,615,243	1,872,958
(1) 債券	20,284,520	21,100,871	816,350
(2) 借入金	159,500	161,601	2,101
(3) 金融商品等受入担保金	12,260	12,260	-
負債計	20,456,280	21,274,733	818,452
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 30 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	譲渡性預金	170,000	170,000	-
	小計	170,000	170,000	-
合計		170,000	170,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,411,742	1,117,763	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	140,000	-	※2	
合計			1,586,742	1,152,763	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,728,937	1,758,517	1,760,017	1,719,241	1,642,751
有価証券 満期保有目的のもの	170,000	-	-	-	-
預け金	747,767	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,624,170	6,814,112	1,694,676	25,815
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,804,268	2,078,327	2,069,865	2,345,072	2,094,780
借入金	80,000	10,000	-	1,000	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,960,448	2,736,600	175,500	26,000
借入金	68,500	-	-	-

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成29年9月30日現在)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	116,000	116,000	-	-	-

(注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成30年9月30日現在）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	142,000	142,000	-	-	-

- （注） 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

III 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	170,000	170,000	-	-	-

- （注） 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(デリバティブ取引関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
	<p>[3] ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リ</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
	<p>スクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

(誤謬の訂正関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1. 誤謬の内容	_____	旧公営企業金融公庫の平成19年度貸付けに係る利下げ補てん所要額について一般勘定からの繰入額及び管理勘定における利差補てん積立金の取崩額が誤って計上されていたことが判明しました。この誤謬を訂正するため、公庫債権金利変動準備金、利差補てん積立金、一般勘定積立金及び管理勘定利益積立金の期首残高を増減させております。	_____
2. 当期（中間）事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額	_____	影響額については、「中間純資産変動計算書」の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。	_____

(退職給付関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要			当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2. 確定給付型の制度			<p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>期首における退職給付引当金 45 百万円</p> <p>退職給付費用 12 百万円</p> <p>退職給付の支払額 2 百万円</p> <p>制度への拠出額 <u>8 百万円</u></p> <p>期末における退職給付引当金 47 <u>百万円</u></p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <p>積立型制度の退職給付債務 190 百万円</p> <p>年金資産 <u>△181 百万円</u></p> <p>8 百万円</p> <p>非積立型制度の退職給付債務 39 <u>百万円</u></p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 47 <u>百万円</u></p> <p>退職給付引当金 47 百万円</p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 47 百万円</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
			(3)退職給付に関する損益 簡便法で計算した退職給 付費用 12百万円

(重要な後発事象)

項目	前中間事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
国庫納付について	法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成27年度から平成29年度までの3年間で、総額6,000億円以内を国に帰属させることに加え、平成29年度から平成31年度までの3年間で、新たに総額8,000億円以内を国に帰属させることとなり、平成29年度においては「平成29年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成29年総務省・財務省令第2号)に基づき、同準備金4,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。		

(勘定別情報関係)

I 前中間事業年度

勘定別情報(中間貸借対照表関係)

(平成29年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	14,074,246	9,522,881		23,597,128
有価証券	116,000			116,000
現金預け金	1,363,677			1,363,677
金融商品等差入担保金	21,357			21,357
その他資産	4,325	5,596		9,922
有形固定資産	2,555			2,555
無形固定資産	1,328			1,328
一般勘定貸		678,692	△ 678,692	
資産の部合計	15,583,490	10,207,171	△ 678,692	25,111,969
負債の部				
債券	11,337,965	8,905,934		20,243,899
借入金	145,500			145,500
金融商品等受入担保金	99,639			99,639
その他負債	2,282	4,433		6,716
賞与引当金	58			58
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	46			46
役員退職慰労引当金	20			20
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	678,692		△ 678,692	
特別法上の準備金等	2,200,000	1,243,137		3,443,137
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		1,205,451		1,205,451
利差補てん積立金		37,685		37,685
負債の部合計	15,384,502	10,153,505	△ 678,692	24,859,314
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	177,126			177,126
一般勘定積立金	165,779			165,779
一般勘定中間未処分利益	11,346			11,346
評価・換算差額等	5,260			5,260
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	198,988	53,666		252,654
負債及び純資産の部合計	15,583,490	10,207,171	△ 678,692	25,111,969

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理(一般勘定)と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	67,073	112,057	△ 4,548	174,582
資金運用収益	66,572	107,863		174,436
役務取引等収益	69			69
その他業務収益	29			29
その他経常収益	45	1		47
地方公共団体健全化基金受入額	38			38
その他の経常収益	6	1		8
管理勘定事務受託費	356		△ 356	
一般勘定貸受取利息		11	△ 11	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,181	△ 4,181	
経常費用	55,726	48,058	△ 4,548	99,236
資金調達費用	48,644	46,459		95,104
役務取引等費用	78	73		151
その他業務費用	1,275	1,077		2,352
営業経費	1,535	92		1,627
管理勘定借支払利息	11		△ 11	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,181		△ 4,181	
一般勘定事務委託費		356	△ 356	
経常利益	11,346	63,998	-	75,345
特別利益	220,000	223,331	△ 220,000	223,331
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		3,331		3,331
特別損失	220,000	287,330	△ 220,000	287,330
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		67,330		67,330
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	11,346	-	-	11,346

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）

（平成 30 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	15,119,876	8,288,388		23,408,265
有価証券	142,000			142,000
現金預け金	914,685			914,685
金融商品等差入担保金	28,447			28,447
その他資産	3,801	4,803		8,604
有形固定資産	2,494			2,494
無形固定資産	982			982
一般勘定貸		490,455	△ 490,455	
資産の部合計	16,212,287	8,783,648	△ 490,455	24,505,479
負債の部				
債券	12,188,491	8,159,173		20,347,665
借入金	154,500			154,500
金融商品等受入担保金	35,580			35,580
その他負債	3,019	3,161		6,181
賞与引当金	60			60
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	51			51
役員退職慰労引当金	20			20
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	490,455		△ 490,455	
特別法上の準備金等	2,200,000	563,504		2,763,504
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		538,140		538,140
利差補てん積立金		25,363		25,363
負債の部合計	15,992,477	8,725,839	△ 490,455	24,227,861
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	199,035			199,035
一般勘定積立金	189,436			189,436
一般勘定中間未処分利益	9,598			9,598
評価・換算差額等	4,172			4,172
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	219,809	57,808		277,618
負債及び純資産の部合計	16,212,287	8,783,648	△ 490,455	24,505,479

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	66,327	98,427	△ 4,139	160,614
資金運用収益	65,951	94,579		160,530
役務取引等収益	65			65
その他業務収益	12			12
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	291		△ 291	
一般勘定貸受取利息		16	△ 16	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,831	△ 3,831	
経常費用	56,728	38,237	△ 4,139	90,826
資金調達費用	49,943	37,452		87,395
役務取引等費用	82	68		150
その他業務費用	1,298	388		1,686
営業経費	1,557	36		1,593
管理勘定借支払利息	16		△ 16	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,831		△ 3,831	
一般勘定事務委託費		291	△ 291	
経常利益	9,598	60,189	-	69,788
特別利益	-	403,191	-	403,191
公庫債権金利変動準備金取崩額		400,000		400,000
利差補てん積立金取崩額		3,191		3,191
特別損失	-	463,381	-	463,381
公庫債権金利変動準備金繰入額		63,381		63,381
国庫納付金		400,000		400,000
中間純利益	9,598	-	-	9,598

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	14,806,412	8,961,827		23,768,240
有価証券	170,000			170,000
現金預け金	747,767			747,767
金融商品等差入担保金	56,277			56,277
その他資産	4,029	5,753		9,783
有形固定資産	2,549			2,549
無形固定資産	1,211			1,211
一般勘定貸		658,396	△ 658,396	
資産の部合計	15,788,248	9,625,977	△ 658,396	24,755,829
負債の部				
債券	11,621,637	8,662,882		20,284,520
借入金	159,500			159,500
金融商品等受入担保金	12,260			12,260
その他負債	2,267	4,425		6,692
賞与引当金	57			57
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	47			47
役員退職慰労引当金	24			24
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	658,396		△ 658,396	
特別法上の準備金等	2,200,000	905,003		3,105,003
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		870,453		870,453
利差補てん積立金		34,550		34,550
負債の部合計	15,574,486	9,572,311	△ 658,396	24,488,401
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	191,890			191,890
一般勘定積立金	191,890			191,890
評価・換算差額等	5,268			5,268
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	213,761	53,666		267,427
負債及び純資産の部合計	15,788,248	9,625,977	△ 658,396	24,755,829

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務

並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	137,907	218,401	△ 8,832	347,476
資金運用収益	133,064	210,240		343,305
役務取引等収益	98			98
その他業務収益	46			46
その他経常収益	4,024	1		4,026
地方公共団体健全化基金受入額	4,011			4,011
その他の経常収益	12	1		14
管理勘定事務受託費	673		△ 673	
一般勘定貸受取利息		24	△ 24	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		8,134	△ 8,134	
経常費用	111,795	92,536	△ 8,832	195,499
資金調達費用	98,475	89,495		187,970
役務取引等費用	155	144		300
その他業務費用	1,885	2,048		3,934
営業経費	3,119	175		3,295
管理勘定借支払利息	24		△ 24	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	8,134		△ 8,134	
一般勘定事務委託費		673	△ 673	
経常利益	26,111	125,864	-	151,976
特別利益	220,000	626,467	△ 220,000	626,467
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		620,000		620,000
利差補てん積立金取崩額		6,467		6,467
特別損失	220,000	752,332	△ 220,000	752,332
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		132,332		132,332
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		400,000		400,000
当期純利益	26,111	-	-	26,111

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 30 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 914,685 百万円その他です。

その他資産 未収収益 8,489 百万円（貸付金利息 8,343 百万円その他）、その他の資産 114 百万円（差入保証金 107 百万円その他）です。

②負債の部

その他負債 未払費用 4,812 百万円（債券利息 4,746 百万円）その他です。

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月20日

地方公共団体金融機構
理事長 瀧野 欣 彌 殿

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 田 裕 之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 豊 大 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 澤 賢 司 印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものです。

